

令和5年度第1回京都市客引き行為等対策審議会 摘録

1 日時

令和5年12月27日（水） 午前10時～11時30分

2 場所

職員会館かもがわ 中会議室
（京都市中京区土手町通夷川上る末丸町284）

3 出席者（6名出席）

井上委員、岡本委員、木下委員、黒坂委員、塚本委員、八田委員

4 議事内容

（開会）

事務局：（配布資料確認）

（委員紹介）

（定足数の確認）

まず初めに、開会に当たり、山本文化市民局長から一言御挨拶を申し上げます。

山本局長： 公私等お忙しい中、当審議会に御出席いただき、感謝申し上げます。また、平素は様々な方面において、京都市政の推進、とりわけ安心安全、防犯の取組に多大なる御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

繁華街における客引き行為等について、様々な意見を頂戴し、平成27年に条例を制定して以降8年間、市民・地域ぐるみでパトロールや啓発活動を行い、徐々に本条例への理解が進んでいる。私自身もパトロールに参加することがあるが、地域の皆様が自身で地域を守る意識を高める機会にもなり、客引き行為等のパトロールを通じて、京都市政における様々な課題の発見するきっかけとなっており、ひいては「まちづくり」につながっていると感じている。

また、最近は客引き行為等のほか、学生等の若者を巻き込む犯罪行為等も増えており、複合的な視点で若者に対して、注意喚起の必要性を感じている。

今日は各分野で御活躍いただいている委員の皆様に御参加いただいているが、忌憚のない御意見をいただいて今後の客引き行為等の対策に役立てていきたいと思う。

事務局：（会長、副会長の互選）

会長は黒坂委員を、副会長は塚本委員を互選。

事務局： この先は、条例施行規則第6条第2項の規定により黒坂会長に議事進行をお願いする。

（議事）

黒坂会長： それでは議事進行について、御協力いただくようお願いしたい。

（議題(1)：これまでの取組について）

黒坂会長： それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料２及び参考資料１、２、３に基づき説明）

黒坂会長： ただいまの説明について御意見、御質問等あるか。

岡本委員： 参考資料１及び３にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で夜の飲食店等の客足が減少していたが、行動制限緩和により客が戻ってきている。日頃、地域のパトロールに参加する中で、これまでと同じ顔ぶれの客引き行為者を何度も見ることもあり風情ある木屋町のムードが害されていると感じている。

黒坂会長： 同じ顔ぶれの客引き行為者がいるということだが、条例により氏名を公表されている者も同じ者が多いということか。

事務局： 客引き行為者の多くが大学生であるため、本市の客引き行為等対策指導員が指導をする際には、条例違反であることを伝えとともに、客引き行為を続けると氏名等が「公表」され、就職活動等への影響があることや、夜間業務による学業への影響があることなどについても併せて説明している。説明を受けて辞める者も当然いるが、「給料が良い」という理由で継続する者もいる。
そういう状況ではあるが、地域と連携したパトロール活動等、引き続き、各種取組を粘り強く実施し、「客引きをしない、させない、ついていけない」という風土を作っていくことが大事であると考えている。

黒坂会長： 他に御意見、御質問等あるか。

木下委員： 新型コロナウイルス感染症の５類への移行により、客引き行為件数の増加が心配されたが、思っていたより少ないと思う。ただ、年末年始にかけて、引き続き、気を引き締めて取組を実施する必要があると感じている。
資料２についてお聞きする。「これまでの取組」の項目で記載のあるような例年実施してきた駅などでの交通広告については、今年度は実施していないのか。

事務局： 前回の審議会でも、効果のある取組を継続していくべきとの御意見を頂戴しているところである。
昨年度実施した市営地下鉄烏丸線の京都駅の階段ステップ広告については、審議会の中でも「よく目立つし、わかりやすい」との御意見を頂戴していることや、市内繁華街を訪れた方からも「広告をみて、客引きについていけないようにした」とのお声を多数頂戴していたことを踏まえて、今年度も１２月中旬から１月中旬まで実施している。

木下委員： 資料の作り方について、昨年度から継続して実施している大学生に対する取組や合同パトロールの取組などについては、「今年度の取組」の項目にも記載しておいた方がよい。
また、チラシ等の配布枚数や合同パトロールの開催時期や開催回数、参加人数等の量的な情報についても記載した方がよい。実施回数などの年度ごとの比較がわかりやすくなると効果検証を実施する際の参考になると思う。

事務局： 資料の作成方法について、年度比較等がわかりやすくなるよう工夫していく。

塚本副会長： 客引き行為者について、同じ顔ぶれを見かけるとの意見があったが、例えば大学生が卒業後も客引き行為等を継続しているのかなど、メンバーの入れ替わり等

に関する分析はしているか。

事務局： 指導員の聞き取り等により把握している内容になるが、客引き行為者の6～7割を占める大学生については、3～4月の大学の入学・卒業時期にメンバーの入れ替わりが多くある。ただし、指導員の指導・説得や客を引けない等の理由により途中で辞める者も一定数はいる。

大学生以外の客引き行為者については、今年度より店舗の従業員や経営会社の社員が直接客引き行為を行うケースが見られるため、店舗への立ち入り等も行っている。今後も多様なアプローチで客引き行為を行わせないように指導等を実施していく。

黒坂会長： 禁止区域の指定にあたり私有地を禁止区域に指定してきたと思うが、その要件や当時の背景等について伺いたい。

事務局： 最初に私有地の禁止区域への指定要件について説明させていただく。

現在、禁止区域に指定している私有地は、平成29年8月に指定した京都タワービルの敷地内、平成30年7月に指定した京都あじびる河原町及び河原町DECKビルの敷地内の3箇所である。

私有地を禁止区域に指定する要件については、指定する私有地が禁止区域に接していること、その私有地が不特定多数の者の通行の用に供している公共性の高い場所であること、当該私有地の土地及びその土地を敷地とする建物の管理者・所有者の全員の同意が得られていることの3つを要件としており、これら要件を満たしたうえで、客引き行為の状況や、その他個別状況を踏まえて、禁止区域指定が必要と判断された場合は、審議会の諮問を要せずに、区域指定をすることが可能となっている。

次に私有地の禁止区域指定の背景について説明させていただく。まず、京都タワービル敷地内については、京都市管理の道路と当該敷地の隣接する部分が、不特定多数の方が通行する公共性の高いエリアとなっており、客引き行為者が指導を逃れるために、当該エリアに入り込んで客引き行為を行っていたという状況があり、禁止区域指定の判断に至った。

次に、京都あじびる河原町及び河原町DECKビルの敷地内については、木屋町に通じる公道と隣接しているなどで多くの通行人がいるエリアであり、客引き行為者が指導を免れるために、当該ビルの敷地内に入り込んで客引き行為を行っており、歩道における安全な通行への影響や周辺環境の悪化が見られたことから、当該両ビルの敷地・建物の管理者からの要望書が提出され、禁止区域の指定に至ったという背景がある。

当然のことながら、私有地の禁止区域指定の要望に対して、全てに対応するわけではなく、私有地の管理者等により、張り紙や警備員の配置等の対策を講じたうえでもなお、状況が改善しない私有地に対して、必要性を検討したうえで個別に判断し、禁止区域として指定するものである。

黒坂会長： 3箇所の私有地の禁止区域の指定後の状況はいかがか。

事務局： 指定後の状況については、京都あじびる河原町及び河原町DECKビルの敷地内での客引き行為がなくなったことだけでなく、河原町通全体でも客引き行為者がほとんどいない状況に改善した。また、京都タワービル付近については、当該私有地の敷地内における客引き行為自体はなくなったが、近隣の別の私有地において客引き行為があることが課題となっている。引き続き粘り強く指導や啓発を実施していく。

黒坂会長： 一定の実効性があったことを理解した。他に御質問・御意見はあるか。

木下委員： 先ほど、同じ者、同じ店が何度も客引き行為等を行っているという説明があったが、その情報が資料データからは読み取ることができない。個人情報の関係で難しいかもしれないが、データの整理方法や資料の見せ方で工夫できればよいと思う。

事務局： 参考資料1の中で指導等の件数をまとめているが、その中で同じ行為者や店舗がどの程度、指導等を受けているのか等について、もう少しわかりやすくまとめることができないかを検討していく。

木下委員： 同じ者が最高で何回ほど指導等を受けているのか。

事務局： 現状では、令和4年夏頃に客引き専門業者が撤退しているため、客引き行為を行わせている店舗は3店舗くらいである。客引き行為を行った者として指導をされている者の多くは複数いるアルバイトの学生であるため、同じ者ばかりということにはならないが、行わせた者として指導される店舗は、同じところが多い状況である。

黒坂会長： 他に御意見、御質問はあるか。

塚本副会長： 同じ行為者や同じ店舗が何度も客引き行為等を行っている現状について、公表されているデータ内容については資料化しても問題ないと思うので、参考資料として追加するとわかりやすくなると思う。

事務局： 公表データ等も含め、わかりやすくなるように資料を作成していく。

黒坂会長： 他に御意見、御質問はあるか。

井上委員： 私自身、現在大学生であるが、客引き行為等の行為者にも、行為をされる者にもなり得る立場として質問させていただく。これまで、大学生全体に対する条例の認知度が低いことが課題だと感じていたが、本日の審議会で、認知度の低さだけでなく、条例の趣旨・目的等が学生にいまひとつ伝わっていないことも課題であると感じた。一番大きな課題と感じている点は何かについて伺いたい。

事務局： 条例の認知度はもとより、趣旨・目的等が伝わっていないことについては、課題であると認識しており、これらについて、いかに大学生等をはじめとする若者に対して、わかりやすくお知らせしていくのかという点が大きな課題であると認識している。

これまでも、大学の講義や入学セミナー等において説明等を実施してきたが、今後も引き続き、様々な機会をとらえて丁寧に説明していきたい。

黒坂会長： 今後も工夫して条例の周知を行っていただきたい。今年度に新たにのぼり旗を作成し、条例周知の啓発活動を実施しているとのことだが、周囲の反応などはいかがか。

事務局： のぼり旗を活用した啓発活動については、今年度から京都駅のヨドバシカメラの敷地内等で掲出に御協力をいただき、その周辺で街頭啓発を行っている。

客引き行為が禁止である旨を目立つように掲げているので、条例の周知はもちろんのこと、来訪者からは「客引き行為は条例違反であることがわかった、客引きについていけないようにした」との声もあった。

また、客引き行為者からは、「こんな旗を出されると、客引きができなくなる」という声も出ており一定の効果があつた。

また、昨年度に実施した市営地下鉄烏丸線の京都駅のステップ広告についても、客引き行為者から『通行人に声をかけたら、客引き行為はダメなんでしょう。階段に書いてあつた』と言われてしまい、客を引けない」という声も聞いている。この取組は今年度も実施している。

今後も客引き行為者にとっても、市内繁華街への来訪者にとっても効果的でわかりやすい啓発を実施していく。

黒坂会長： 他に御意見、御質問はあるか。

岡本委員： 新型コロナウイルス感染症の5類移行後、飲食店等も再開し始めているが、そういうお店にも広く周知・啓発はしているのか。

事務局： 日頃から、地域の各商店街組合や地域団体の皆様とともにパトロールをさせていただくとともに、同組合の皆様の御協力のもと、チラシの配架等をさせていただいている。店舗の入れ替わりが激しいエリア等もある中で、全てのお店を網羅することは困難であるが、商店街及び自治会等を通じて、引き続き、できる限りの周知の取組を実施していく。

(議題(2))： 他都市の取組事例及び今後の客引き行為等対策の在り方について

黒坂会長： それでは、議題2について事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料3に基づき説明)

黒坂会長： 議題2について、御意見、御質問等あるか。

木下委員： 資料3の位置づけについてだが、今後の取組の進め方とあるが、令和6年度に実施予定の取組ということなのかがわかりづらい。また、令和6年度はこれまで実施してきた各種取組と並行して、資料3の内容を重点的に実施するということであると理解しているが、基本的な取組と重点的な取組がわかりやすいように、資料を整理・工夫していただきたい。

また、これまでの事業効果を検証するため、アンケートを実施することは重要だと思う。アンケート実施の際には、これまでの取組(各種周知手法)について確

認できる質問項目を盛り込んでもらうことを是非お願いしたい。本アンケートを通じてこれまでの取組で効果的なものと、そうでないものを精査し、効率的に周知できる手法の検討に活用してほしい。

また、繁華街を訪れる方向けのアンケートでは、回答者の属性がわかるように内容を検討してほしい。京都市民なのか、観光客なのかということや学生かそれ以外かでも全く違ってくるので、ある程度まとめ方を想定したうえで進めていただきたい。

事務局： これまで様々な手法で啓発を実施してきたが、全てを質問項目に盛り込むと、結果として、回答率の低下につながるので、特に確認したいことを中心にアンケートに盛り込みながら、これまでの啓発手法について効果検証ができて、今後の周知啓発方法を検討につながるものにしていく。

また、繁華街を訪れる者向けのアンケートについては、御意見をいただいているとおり、市民とそれ以外等、様々な属性を含めて把握できるものとなるよう工夫して実施してまいる。

木下委員： 直感的には認知度は何%くらいと見込んでいるか。

事務局： 感覚的なところであるが、市内各所において周知・啓発を行っているので、京都市内において客引き行為等は禁止されているということについて、薄々認知はされているが、条例に基づき、様々な周知啓発の取組を実施していることへの認知度は非常に低いのではないかと考えている。

木下委員： 私の感覚でも認知度は非常に低いのではないかと思います。今後、認知度が約50%程度を目標値として実施してはどうかと考える。

大学生向けのアンケートでは、私の受持ち講義などでも協力したいと思っている。

事務局： 個別の講義等でアンケートに御協力いただけるのは、大変ありがたい。また、アンケートの実施を契機として、併せて条例の周知ができるよう工夫して実施してまいりたい。できる範囲での御協力をお願いしたい。

黒坂会長： アンケートのサンプル数等について、現段階で想定されている範囲で良いので教えてほしい。

事務局： 大学生向けのアンケートでは、インターネットでの回答を想定しており、回答サンプル数は500程度を目標としている。先ほど、木下委員からもお話いただいたが、大学の個別の講義等での協力依頼のほか、大学コンソーシアム京都（※市内全大学が加盟）を通じたアンケートの協力依頼、京都府警察で事務局を持っている大学安心安全協議会（※府内大学の学生課が集まる会議）での協力依頼などを想定している。可能な限り、多くの回答を得たいと考えており、様々な機会をとらえて実施していく。また、実施後にも、年度ごとの経年比較等ができるように検討していきたい。

黒坂会長： 他に御意見・御質問等あるか。

岡本委員： 客引き行為者のアルバイト代は高額だということだが、それほど高額な収入になるのか。

事務局： 客引きアルバイトは完全歩合制で、自身の引いた客の飲食代金等の約2割が当人の収入となる仕組であると把握している。団体客相手となると、1回の客引きで相当な金額を収入として得ていることとなるため、団体客の多いシーズン等は高額な報酬を得ているのではないかと思う。

岡本委員： かつて、飲酒運転禁止・防止の観点で、首から「今日はお酒飲めません。」「今日は車で来ています。」といった札を下げるがあった。そのような観点で、来訪者の方に「客引き嫌」等の文言を掲げて歩いていただくこと等をお願いすることは可能か。

事務局： 来訪者個人の意思表示を外部に見えるように掲げていただくことは、個人の思想信条によるところがあるため、行政側からお願いすることは難しいと考える。
やはり地域ぐるみ・市民ぐるみで、「客引き行為をさせない」という、雰囲気づくりのために、引き続き、様々な方からの御協力をいただき、進めていきたいと考えている。

黒坂会長： 他に御意見・御質問等あるか。

井上委員： 条例施行後、10年が経過する中で大学生等の若者が条例の存在や趣旨を正しく知りたいて考えているのではないかと思う。

先ほど岡本委員の意見にもあったように客引き行為等によって風情ある木屋町の雰囲気が崩れていることや、市民や観光客等の来訪者の通行の妨げになっている等の情報を若者が正しく得ることは難しいと考えている。

様々な情報が錯綜する中で、客引き条例の存在や趣旨・目的といった情報に当たる前に、客引きアルバイトが高額報酬だという情報に当たってしまい、客引きバイトをやってみたいと考えてしまうこともあるのではないかと思う。

今後、周知啓発を実施する中で、客引き行為が条例違反であるという大枠はもちろんのこと、なぜ客引き行為を禁止するのかという条例の趣旨・目的の部分についての発信も重要である。

事務局： 大学生等の若者に対して、わかりやすく伝えていくことが重要であると考えている。客引き行為によって風情ある木屋町の雰囲気が崩れている等、京都の品格や風格を害している現状の改善につなげることはもとより、客引き行為により、市民や観光客等の来訪者の通行の安全が妨げられていることを防ぐという、条例制定当初からの趣旨・目的について、営業の自由に抵触しない範囲内で、引き続き、わかりやすく伝えるとともに、京都市内における客引き行為等が禁止であることもしっかり伝わるよう周知・啓発を実施していく。

黒坂会長： 他に御意見、御質問等あるか。

木下委員： これまでの客引き行為に関する広報啓発物については、全て「ダメ」や「禁止」等の表現が使用されており、ネガティブな広報になっている。このような表現では、なぜ禁止なのかという趣旨が伝わらないので、発想を転換して「風情ある京都をみんなで守りましょう」といった表現のある広報啓発物があってもよいのではと考える。

事務局： 広報啓発物の表現について、なぜ禁止なのかという趣旨も伝わるように、表現も含めて検討してまいりたい。

塚本副会長： 佛教大学と協働して作成されたリーフレットについては、非常にわかりやすくまとめられており、効果的なものだと思う。最後まで目を通してもらえるよう発信方法を工夫することも検討してほしい。

繁華街を訪れる方向けのアンケートについては、効果的なアンケート回答を集めるためには課題があると感じるが、どのような方法を考えているのか。例えば現場でアンケートを実施することも検討するのか。

事務局： 一定数の回答サンプルを得なければ、分析が難しいので、インターネット回答のアンケートとともに、現地において直接アンケートを取ることを併せて実施することも検討している。

黒坂会長： 繁華街を訪れる者向けのアンケートについて、現時点で検討されている内容を伺いたい。

事務局： 繁華街を訪れる者向けのアンケートについては、例えば、業者委託により、市内繁華街において、夕方3時間程度、1日のみ拠点を設けて実施することも検討している。併せて実施予定のインターネット回答でのアンケートについては、二次元コード付きの名刺サイズのカード（又はチラシ）等を市内の商店街や居酒屋等で配架に御協力をいただき、回答数を得ることを考えている。

また、場合によっては、市内民間企業にもご協力をいただけないかということも検討していきたい。最終的にどのくらいの回答数を集められるかわからないが、一定数の回答が収集できるよう工夫して実施していく。

黒坂会長： 他に御意見、御質問等あるか。

木下委員： 客引き行為を行った者として指導された者の中で、条例について認知していた者の割合はどれくらいであるか把握しているか。

事務局： 正確な数値を持ち合わせておらず、感覚的なものではあるが、日頃の巡回・パトロール等で話を聞く中では、ほぼ100%が条例違反であることを認識して、アルバイトをしているのではないかと思う。アルバイトを始める際に、店舗等から条例違反である旨と、過料の支払いは店舗で対応する旨の説明を受けたうえで、始めているケースも多いようだ。日頃の巡回等で、客引き行為等対策指導員等による条例の説明や説得などについても引き続き、根気よく行っていく。

木下委員： アンケートも大事だが、条例違反ということが行為者に既に認知されているのであれば、パトロール等の強化や指導方法のノウハウがより重要となってくるのではないか。

事務局： 木下委員の御指摘のとおり、パトロールの強化等も重要であると認識しており、パトロールの手法についても、例えば私服巡回を実施する等工夫しながら実施している。行為者に対して多様なアプローチで対策を実施していきたい。

木下委員： これまで多種多様な取組を実施されていること知っているが、どういう風に、どの程度、いつ、誰がやっているのか等のデータを残していただくことで、指導員が入れ替わっても、指導等のノウハウを引継ぐことができる仕組みを考えてもらいたい。

事務局： ご指摘のとおり指導員等も、年度ごとに入れ替わりがあるため、研修等も逐一

実施している。どのような状況においても、同じレベルで指導ができる体制を維持することが重要であると認識しており、マニュアルやノウハウの蓄積の観点も念頭において今後も取組を進めていく。

黒坂会長： 他に御意見、御質問等あるか。

岡本委員： 客引き行為者の姿はあるが、コロナ禍以前と比較すると状況は改善していると感じており、これまでの取組は効果があるということは私自身も実感している。引き続き地域におけるパトロール等に参加してまいりたい。

事務局： 日頃のパトロール等の御協力大変感謝する。引き続き、地域ぐるみで行う取組について御協力をお願いしたい。

黒坂会長： 最後に、客引き行為者に対する聞き取り調査の実施について、これまでも聞き取りはされていると思うが、その内容について伺いたい。

事務局： 具体的な内容としては、「客引きアルバイトを始めたきっかけ」、「客引きアルバイトを続けている理由」、「過料や公表についてどう考えているか」、「どうすれば客引きアルバイトを辞めようと思うのか」等について、行政処分や指導を行う際に、不自然にならない範囲で聞き取りを行っている。

客引きのアルバイトをやりたくて継続している者もいるが、なかには、ホールスタッフで採用されたにも関わらず、店舗側から客引きをするよう指示され、仕方なくやっている者もいることも把握している。また、公表については、就職活動への影響等を気にしている者は多いという印象を受けている。

黒坂会長： 議題は以上となるが、全体を通して御意見、御質問等あるかないようであれば議事を終了し、進行を事務局へお返すする。

事務局： アンケートについては、事務局で内容を検討し、黒坂会長との間で最終調整を行ったうえで実施していく。早ければ、2月頃から実施する予定であるため、皆様の御協力をお願いしたい。

(閉会)

事務局： 委員の皆様から貴重な御意見をいただき、お礼申し上げます。
本日の御意見を参考に、引き続き指導、取り締まりを推進していく。
閉会に当たり、くらし安全推進部長の津嶋から一言お礼を申し上げます。

津嶋部長： 本日は、貴重な御意見等いただいたことに感謝申し上げます。参考になる御意見ばかりで、客引きをなくしていけるよう頑張っていかなければならないと改めて思った。新型コロナウイルス感染症が収まり、市内に観光客等や活気が戻る中ではあるが、それとともに客引き行為も増加している。一部の悪質な業者が繰り返し客引き行為を行っている状況であるので、条例の認知度を高め、「ついでにかな」機運を高めれば、当然客引き行為者もいなくなるので、指導と啓発の両面で皆様の御協力も得ながら、効果的に取り組んでいく。

引き続き御協力をお願いしたい。